

大分県報

令和二年
号外（三九）
三月三十一日

（火曜日）

目次

条 例

大分県税条例等の一部改正……………

規 則

大分県税条例施行規則の一部改正……………

○条 例

大分県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第十九号

大分県税条例等の一部を改正する条例

（大分県税条例の一部改正）

第一条 大分県税条例（昭和二十五年大分県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の三の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改める。

第二十八条の四の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条中

「若しくは単身児童扶養者である者」を削る。

第三十五条第一項第一号中「次号」の下に「及び第三号」を加え、同号口中「第七十二条の二十四の七第五項各号」を「第七十二条の二十四の七第六項各号」に改め、同項第二号中「電気供給業」の下に「（次号に掲げる事業を除く。）」を加え、同項に次の一号を加える。

三 電気供給業のうち、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第二号に規定する小売電気事業（これに準ずるものとして施行規則第三条の十四第一項

に規定するものを含む。以下この節において「小売電気事業等」という。）及び電気事業法第二条第一項第十四号に規定する発電事業（これに準ずるものとして施行規則第三条の十四第二項に規定するものを含む。以下この節において「発電事業等」という。）次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる法人以外の法人 収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額

ロ 第一号ロに掲げる法人 収入割額及び所得割額の合算額

第三十五条の二第二項中「事業の」を「事業税の」に改め、同項各号を次のように改める。

一 付加価値割 各事業年度の付加価値額

二 資本割 各事業年度の資本金等の額

三 所得割 各事業年度の所得

四 収入割 各事業年度の収入金額

第三十五条の二第二項中「前項第一号イ」を「前項第一号」に、「同号ロ」を「同項第二号」に、「同号ハ」を「同項第三号」に、「前項第二号」を「同項第四号」に改める。

第三十五条の三第一項中「第二十一条の六」を「第二十一条の七」に改める。

第三十五条の四第一項中「第三項」を「第四項」に改め、同条第二項中「電気供給業」の下に「（小売電気事業等及び発電事業等を除く。）」を加え、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 電気供給業のうち、小売電気事業等及び発電事業等に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 第三十五条第一項第三号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

イ 各事業年度の収入金額に百分の〇・七五を乗じて得た金額

ロ 各事業年度の付加価値額に百分の〇・三七を乗じて得た金額

ハ 各事業年度の資本金等の額に百分の〇・一五を乗じて得た金額

ニ 第三十五条第一項第三号ロに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

イ 各事業年度の収入金額に百分の〇・七五を乗じて得た金額

ロ 各事業年度の所得に百分の一・八五を乗じて得た金額

第三十七条の五第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項（第三号又は第四号に係る部分に限る。）」に、「第八条の四」を「第八条の四第二項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項（第一号又は第二号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同項第

							非課税合計		
--	--	--	--	--	--	--	-------	--	--

める。

第五十五様式の中に「1または」や「1又は」及び「5 学生、生徒及び引率する教員の利用」や「5 学生、生徒及び引率する教員の利用」及び「提示または」や「提示又は」及び「知事または」や「知事又は」及び

5	○学長または校長が発行する証明書の提出 <本人であることが確認できる証書等の提示> <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 生徒手帳等 <input type="checkbox"/> 健康保険証
---	--

や

5	○学長又は校長が発行する証明書の提出 <本人であることが確認できる証書等の提示> <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 生徒手帳等 <input type="checkbox"/> 健康保険証
6	○国際競技大会の準備及び運営を行う者が発行する証明書の提出 <本人であることが確認できる証書等の提示> <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 健康保険証

に於

める。

第五十七号様式の九の中に「自動車税」「自動車税種別割」「納税証明」や「納税証明」に於ける。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。